

毎日の目標
長期目標

前月からのポイント	合計	ポイント
6	7	8
13	14	15
20	21	22
27	28	

日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30	31

1 火

15 火

2 水

16 水

3 木

17 木

4 金

18 金

ワールドキャンサーデー (世界対がんデー)

5 土

19 土

6 日

20 日

7 月

21 月

8 火

22 火

9 水

23 水

天皇誕生日

10 木

24 木

11 金

25 金

建国記念の日

12 土

26 土

13 日

27 日

14 月

28 月

応募締切：2週間前

第4回：応募締切

京都市からのお知らせ

マナーからルールへ
～受動喫煙の防止について～



受動喫煙の防止に向けて、改正健康増進法が令和2年4月1日から全面施行されました。飲食店やオフィス、事業所などの多くの施設において、**屋内は原則禁煙**とされています。

20歳未満の方は
喫煙エリアへの
立入りが禁止に

屋内で喫煙できる
施設の入口に
標識が掲示されています

施設に喫煙室があることを示す各標識（一例）



20歳未満の方を連れたご家族での
施設利用の際は、ご注意ください

周りの人に配慮し、受動喫煙を防止しましょう。

改正健康増進法において、喫煙する場合は、煙が立ち上る上方を含む周囲の状況に配慮する義務が定められました。子どもや患者など、配慮が必要な人が集まる場所では、特に喫煙を控えましょう。

幼稚園や保育園、学校、病院等の
施設周辺では…



受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者が多く利用されます。京都市では、条例により施設周辺等を含む路上での喫煙が禁止されています。

多くの人利用する施設の
出入口付近では…



施設を利用される方がたばこの煙を吸い込むことがないように、喫煙しないようにしましょう。